

官省誌を読む 解説

1 史料について

(1) 埼玉県行政文書（重要文化財）

- ・ 指定年月日：平成 21 年（2009）7 月 10 日 文部科学省告示第 106 号
- ・ 指定名称：埼玉県行政文書
- ・ 区分：美術工芸品（歴史資料）
- ・ 員数：明治期 5,702 点、大正期 2,261 点、昭和期 3,296 点
※明治初年から昭和 21 年度（地方自治法の公布・施行前）の行政文書 11,036 点（永年保存とされた文書）+社寺明細帳（戦後）52 点+ 県報 171 点。
- ・ 所有者：埼玉県（総務部文書課）
- ・ 管理者：埼玉県教育委員会（文書館）
- ・ 指定理由：
 - 近代における埼玉県の基本政策や行政機構を知る基本資料。
 - 首都東京に隣接した地域社会が行政との関係の中で近代化する過程を具体的に伝え、近代史研究、地方行政史上に重要。
 - 戦前の「文書保存規則」に基づく文書保管の状態を比較的良好に今日に伝える点は、府県行政文書の史料学上に貴重。
- ・ 背景：平成 8 年(1996)より文化財指定の時代的範囲を近代（終戦まで）にまで拡張。埼玉県行政文書の前には公文録（太政官期の国行政文書）、京都府行政文書、山口県行政文書などが重文指定されていた。
- ・ 特徴：
 - 県庁職員が日々作成する文書が重要文化財となった。
 - 現用文書として職員や県民に公開・利用されつづけている。

(2) 官省誌

- ・ 明治 5 年～同 8 年（1872～1875）の間、旧郡代屋敷（同 4 年以降は常盤橋門内旧越前藩邸へ）に置かれた東京出張所が、政府の各省庁や軍との間でやりとりした文書の書留。
 - ※郡代屋敷は、馬喰町に所在した、江戸時代に各地の天領の年貢徴収、治水、領民紛争の処理など行った関東郡代の役宅。現東京都中央区日本橋馬喰町付近。
 - ※常盤橋門内旧越前藩邸は、越前松平家の江戸上屋敷（主に藩主とその妻子など用）。現東京都千代田区大手町付近。
- ・ 同年 1 月に内務省に吸収され、駐在官員 1 名まで縮小。6 月に内務省

詰も廃止（東京出張所制度の廃止）。

- ・業務は、①出張所詰の官員の動向（中央省庁への出頭・本県＝本庁への出張）、②出張所から本庁に送った文書・物資（「本県送り記」）、③布告・太政官日誌等、中央省庁関連の文書や印紙・鑑札等の頒布物、④他府県からの文書、⑤個別の県官員への書翰、⑥界紙等の紙類や蠟燭等（事務用品）、⑦新聞・雑誌類（後半に行くほど増加傾向あり）
※中央省庁関連の公文書の他、頒布物等幅広い物が東京出張所を經由。
※県境・飛び地の処理等も多いため、他府県とのやり取りも多い。
- ・ただしこうした広範な役割も、郵便・物流網の伸展により縮小したものと考えられる。『庶務日誌』によると明治 5 年段階で本庁とのやり取りで「以郵便」・「郵送ス」等の文言が見られる。本庁とのやり取りは「定便」があった他、臨時便として「急便」・「仕立便」も見える。
- ・本史料は、東京出張所関連の史料がある「大蔵省誌・外務工部省誌・海陸文部教部省誌」（埼玉県行政文書 明 46）に収められており、当該簿冊には 210 項目の史料が収められている。

2 戦前の県について

- ・江戸時代は、幕府直轄領（天領）・大名領・旗本領・寺社領・禁裏御領といった領地をそれぞれの領主が統治した。
- ・明治 4 年（1871）の廃藩置県で藩が廃止され多くの府県が成立。
※「道」は明治 19 年（1886）の北海道設置、「都」は昭和 18 年の東京都設置により誕生。
- ・戦前は国内行政を内務省（明治 6 年～昭和 22 年。現在は総務省・警察庁・国土交通省・厚生労働省・文化庁などに業務が移された）が担っており、府知事・県令（のち県知事）の人事権は同省にあった。
- ・明治末までは、府知事・県令の多くが藩閥（薩摩・長州）出身者で占められたが、明治 20 年に文官試験試験補及見習規則が発令されると、官僚の任用に試験合格が要件として加わり。高等文官試験（いわゆる「高文」）合格者が知事に就くようになった。
- ・戦前の知事は天皇の勅令で任命される勅任官だった。
- ・戦後 GHQ の地方制度改革により地方分権が進み、昭和 22 年(1947)の地方自治法成立により都道府県知事は公選となり、内務省は廃止された。

3 語句の解説

- ・東京鎮台：

明治時代前半期の陸軍常備軍の最大単位の一つ。明治 5 年 3 月に東京鎮台条例が制定され、他の鎮台とは別の扱いとされた。天皇直隸の兵力であるとともに、首都常駐で陸軍卿直隸の兵力であり、政府機関や陸軍

関係機関の護衛任務が課せられた。

※鎮台

明治4年～同21年(1871～1888)まで置かれた陸軍の最大編制単位。明治4年2月に薩摩・長州・土佐藩の兵を徴して親兵(総兵力約8,000名、同5年に「近衛兵」と改称。後の陸軍近衛師団)としたのがはじまり(この政府直属軍の威圧により廃藩置県が実行された)。廃藩置県後の明治4年8月に常備兵は解隊後、各府県で旧藩兵・府県兵の精選が行われ、同年に東北(仙台)・東京・大阪・鎮西(熊本)に鎮台が設置された。兵力約14,000(なお、太平洋戦争終戦時の現存陸軍兵力は547万)で、当時は8.3%程度の農工商民を含んでいたとされる。

明治6年に6鎮台制(東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本)に移行。同年に徴兵制度が始まったため、明治8年に当初の兵士たちは解官(予備役にせず軍人の身分を失う)となった。明治初年の農民騒擾や、佐賀の乱や西南戦争に出動した。明治21年5月、師団制導入により鎮台制は廃止された。

※4 鎮台制時代

東京鎮台の分営は、第1分営：新潟(後に新発田)、第2分営：上田、第3分営：名古屋に所在した。直管の管地は、武蔵・上野・下野・常陸・下総・上総・安房・相模・伊豆・甲斐・駿河、第1分営が越後・羽前・越中・佐渡、第2分営が信濃、第3分営が尾張・伊勢・伊賀・志摩・遠江・三河・美濃・飛騨であった。

※軍事史上の位置付け

鎮台の設置により政府の常備兵力は、①士族からの志願兵で構成された御親兵と②鎮台兵に整理され、これ以外の諸藩兵はすべて解兵された(戊辰戦争から帰還した諸藩兵の処遇の問題)ため、近代日本最初の陸軍正規部隊と位置付けられる。

御親兵と鎮台の設置によって実質的な国軍の創設(国家のもとの全国統一的な常備軍の設置、幕藩体制下の藩兵・旧武士団の解隊と再編成)、これに続く徴兵制度(近世的な騎馬武者→銃卒・歩兵→陣夫役からの変化、兵農分離の社会体制と武士身分内の秩序の改革、元雄藩軍の政治性などの解決)の開始により、日本における近代陸軍が確立したとされる(海軍は特殊技能を要するため当初から志願制)。

- ・大隊・小隊：戦術上の編制単位。
- ・兵 卒：兵士(最下級の軍人)。
- ・中山道桶川宿：五街道の一つである中山道の内、江戸から6番目の宿場。

- ・農 間：農作業の間。
- ・旅籠屋：客に食事を出して宿泊させる施設。
- ※木賃宿：米を持参し、薪代（木銭）を払い自炊して宿泊する施設。
- ・渡世：職業。世渡り。生業。
- ・止宿：宿泊すること。
- ・外套：防寒などのために服の上に着る服。
- ・胴襦：胴締。
- ・陸軍裁判所：

明治5年2月の陸海軍分立に際して、同年4月に陸軍に設置された裁判所（同年10月には海軍省条例によって海軍も裁判所を設置）。初代所長は谷干城。このときに「軍法会議」という呼称が使われたとされ、フランスの制度の影響を受けている。

なお、明治元年（1868）正月に軍防局内に裁判所が設置されたが、同年9月に廃されている。日本の軍司法制度は、明治2年に実施された軍律の発布と兵部省内での糺門司（軍の司法統括機関）設置による兵士に対する刑事裁判制度の発足が淵源とされる。

※軍事司法制度

一般の刑事司法制度と別個の司法制度を備えること。軍刑法と手続法規を備え、軍独自の裁判を開き、非違者に刑罰や懲戒処分を科して軍紀の維持を図る。

現在は、軍事刑法や特別の訴訟法は制定されていない。また日本国憲法第76条第2項で特別裁判所の設置が禁じられており、自衛隊独自の裁判所は存在しない。

（1）軍刑法

- ・軍事犯罪（Military Offences）：軍隊の任務、行動に関連する犯罪をいい、一般の司法制度には対応するものがない行為を指す。本質的には内部規律の違反だが、即時的に刑罰対象となる点に軍刑法の特色がある。

例：対敵幫助、通敵等の叛逆行為、上官に対する不服従行為、逃走、無許可欠勤、職務忌避、国際人道法の違反行為、部下虐待等

- ・一般犯罪（Civil Offences）：民間人でも刑法上の犯罪となる行為でも、軍刑法の中に規定するか否かは国家により異なる。

例：窃盗、殺人、文書偽造等

※戦前の日本は一般刑法制定に対応して陸軍刑法と海軍刑法を制定し、新刑法発布に併せて新陸軍刑法と新海軍刑法を制定した。（一般刑法と軍刑法が一般法と特別法に対応していた）

（2）軍事裁判

軍刑法に規定する犯罪行為や規律違反を審理する。その場が軍事裁

判所 (Military Tribunal) 又は軍法会議 (Court Martial) であり、一種の特別裁判所。

4 解説のポイントとなる語句

- ・差支候違：さしつかえそうろうととも。さしさわるにしても。
- ・罷 在：まかりあり。あります、おります。「あり」「おり」の謙譲。
- ・候 趣：そうろうおもむき。……とのことで。
- ・取 揚：とりあげ。取り上げる。この場合は没収する。
- ・可 差 送：さしおくるべく。(ある場所に向けて) 送るべく。
- ・掛 合：かけあい。要求について話し合うこと。
- ・取 糺 候：とりただしそうろう。きつく問いただしました。
- ・相違無之：そういこれなく。間違いない。
- ・候 間：そうろうあいだ。……しますので、……ありますので。
- ・則：すなわち。
- ・有 之 度：これありたく。……してほしい。
- ・仍 之：これによって。
- ・壬 申：みずのえさる (じんしん)。十干十二支の一つ。この記載があれば、該当するのは明治 5 年、昭和 7 年、平成 4 年のいずれかということになる。

5 内容要約

明治 5 年 7 月 17 日付けで、埼玉県が陸軍裁判所に宛てた書状。

東京鎮台の兵卒 2 名が本隊を脱走し、埼玉県の中山道桶川宿にある旅籠へ宿を取ったものの、酒や食事代を払えず、所持していた外套その他 3 点について代金を払うまでということで旅籠を営む者へ預けた事案についての対応方が書かれている。

外套とベルトは官からの支給品であるため、取り上げて送り返すよう話し合っており、支給品や始末書を添付する旨が書かれている。

6 参考資料

- ・軍律 (明治 2 年)

「第二ヶ條

武器戎服ヲ携脱スル者ハ死刑タルヘシ

但數年ヲ經ルモ其罪ヲ減スル事ナシ若脱スルノ後三日ヲ出ス歸ル者ハ第三ヶ條初度ノ例ニ同シ

第三ヶ條

一 武器戎服ヲ返シ而シテ脱ル者初度ハ五十日ノ間假牢再度ニ及者ハ流罪タルヘシ

但假牢ノ法稽古及ヒ食事ハ常ノ如シ只休憩ノ時ヲ以禁錮スヘシ脱スルノ後三日ヲ出スシテ歸ル者ハ三十日假牢再度犯ス者ハ五十日假牢」

（「軍律ヲ定ム」『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百十三卷・兵制・会計』国立公文書館蔵、太 00113100、A15070888900）

※戎 服：じゅうふく。軍服。

・「東京鎮台条例」（明治 5 年）

「鎮台ハ日本全国ノ兵権ヲ統括スル所ニシテ各自ニ其管内ノ兵備ヲ堅固ニシ内ハ草賊姦宄ヲ生セサルニ鎮圧シ外ハ外寇窺竄ヲ兆サザルニ防禦スルヲ其本務トスレハ各其職域ノ権ヲ守リ他ノ権ヲ犯スコトナク以テ其職ヲ尽スヲ宗トナスヘキ事……鎮台ハ同一ノ権ヲ受クト雖モ全国地勢ニ関渉スルヲ以テ各大小厚薄ノ別ナキ能ワス東京鎮台ハ直ニ輦轂下ニ在テ任タル極メテ重シト雖モ近ク本省ニ隸スルヲ以テ其便宜ヲ制シ職守分界ヲ示ス左ノ如シ」

（「東京鎮台条例」JACAR（アジア歴史資料センター）

Ref.C09060002300、明治 4 年より 8 年に至る 規則条例（防衛省防衛研究所）

※草賊姦宄：そうぞくかんき。賊徒、心の悪い者。

外寇窺竄：がいこうきゆう。外寇窺竄か。国外から敵が攻めてくるのをうかがっていること。

防 禦：ぼうぎよ。防御。防ぎ守ること。

輦 轂：れんこく。天子の乗る車。

・鎮台の設置による変化

「定まった仕事もない父であったが、旧藩時代の職から離れた親族、知己の暮しを立てるために多忙であった。藩時代の裁縫方には軍服製造を、技術のないものには塩田の開発や養蚕、製茶など……なんと言っても武士の商法……十に八つは失敗を重ねて行った。……ある者は世を慨き山に籠って炭を焼き、ある者は転々と職を変えて転落していった。旧藩士の主だった人々の姿が、ぽつぽつと熊本城下から消えて、無人の邸内には夏草が生い繁った。……兵制が布かれてお城に鎮台（師団）が設けられ、商人や農家の子弟がつぎつぎに召されて西洋風の軍刀に刀を佩し、今までの自分たちの地位に代ってゆくことが、士族たちに堪えられない衝撃を与えた。」（石光真清著、石光真人編『城下の人 新編・石光真清の手記（一）西南戦争・日清戦争』中央公論新社、平成 29 年、19～20 頁）

○参考文献

- ・『国史大辞典』各巻、吉川弘文館
- ・松下芳男『明治軍制史論（上）』国書刊行会、昭和 53 年

- ・生田惇『日本陸軍史』昭和 55 年、教育社
- ・遠藤芳信「1881 年陸軍刑法の成立に関する軍制史的考察」『北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）』54-1、平成 15 年 9 月
- ・遠藤芳信「日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想(1) 鎮台編制下の過度期的兵員併用・供給構造の成立」『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』54-2、平成 16 年 2 月
- ・『第 51 回収蔵文書展－県文化財指定記念－「埼玉県行政文書が語る 80 年～明治・大正・昭和～」』埼玉県立文書館、平成 18 年
- ・遠藤芳信「日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想(5) 西南戦争までの壮兵編成と兵役志願・再役志願制度」『北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）』57-1、平成 18 年 8 月
- ・山本政雄「旧陸海軍軍法会議法の制定経緯－立法過程から見た同法の本質に関する一考察」『防衛研究所紀要』9-2、平成 18 年 12 月
- ・「新指定の文化財（美術工芸品）」『月刊文化財』549、平成 21 年 6 月
- ・太田富康「埼玉県行政文書の重要文化財指定」『埼玉の文化財』50、平成 22 年 3 月
- ・新井浩文「「埼玉県行政文書」の保存と管理」『埼玉の文化財』50、平成 22 年 3 月
- ・荒川章二ほか編『地域のなかの軍隊 8 基礎知識編 日本の軍隊を知る』吉川弘文館、平成 27 年
- ・アジ歴グロッサリーインターネット特別展「公文書に見る戦時と戦後－統治機構の変転－」国立公文書館アジア歴史資料センター、平成 28 年
<https://www.jacar.go.jp/glossary/tochikiko-henten/>
(令和 7 年 2 月 27 日最終閲覧)
- ・石光真清著、石光真人編『城下の人 新編・石光真清の手記（一）西南戦争・日清戦争』中央公論新社、平成 29 年
- ・大島明子「陸海軍の創設－徴兵制の選択と統帥権の独立」小林和幸編『明治史講義【テーマ篇】』筑摩書房、平成 30 年
- ・山田裕之「一般司法制度に近接する軍事司法制度－軍事司法制度の現代的意義と変革の展望－」『国際安全保障』49-1、令和 3 年 6 月
- ・アジ歴グロッサリーインターネット特別展「公文書に見る明治・大正の陸軍」国立公文書館アジア歴史資料センター、令和 3 年
https://www.jacar.go.jp/glossary/meiji_taisho_army/
(令和 7 年 2 月 27 日最終閲覧)
- ・『港区史 第 4 巻 通史編 近代 上』令和 4 年

※埼玉県東京出張所の沿革や業務内容については、岩橋直樹氏（現千葉市立郷土博物館研究員、元当館学芸員）の調査成果に拠った。

